

＜ご旅行条件書(手配旅行)＞

☆お申込の際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。

☆この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

＜1＞手配旅行契約

- 「手配旅行契約」(以下「旅行契約」という)とは、(株)フレックスインターナショナル(以下「当社」という)がお客様の依頼により、お客様が運送・宿泊機関等の運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- 「国内旅行」とは、本邦内のみ旅行をいい、「海外旅行」とは国内旅行以外の旅行をいいます。
- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適合の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、当社は、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」という)を申し受けます。

＜2＞旅行のお申込みと旅行契約の成立

- 旅行のお申込みは、当社所定の申込書に所定事項をご記入うえ、所定の申込金を添えてお申込みください。
- お客様との旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- 当社は書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は契約書面(旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面のことをいいます)に記載します。
- 運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約であって、旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(乗車船券、宿泊券等のクーポン券類)をお渡しするものについては、申込書の提出を省略する場合があります。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。
- 申込金は、「旅行代金」又は「取消料」、「違約金」の一部又は全部として取扱います。
- 当社は団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社にご提出いただけます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が専任した構成者を契約責任者とみなします。

＜3＞お申込み条件

- お申込み時点で未成年の方は、父母又は親権者の方の同意書をご提出いただくか、父母又は親権者の方の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- 高齢の方、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊婦の方、障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出ください。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると認められる場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、または風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合、お申込みをお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。
- 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- 渡航先によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/> でご確認ください。また、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の危険情報や緊急時の連絡メール等を受け取れる外務省のシステム「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/> のご登録をお勧めします。

＜4＞契約書面の交付

- 当社は、旅行契約が成立した場合速やかに、契約書面をお客様にお渡しします。
- 運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約であって、旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面(乗車船券、宿泊券等のクーポン券類)をお渡しするものについては、契約書面を交付しない場合があります。この場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。
- 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。

＜5＞旅行代金のお支払い

- 旅行代金(運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金の合算額をいう)は旅行出発前の当社が指定する日までにお支払いください。
- 当社は、当社が旅行サービスを提供するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用でお客様が負担すべきもの及び取扱料金(以下併せて「精算旅行代金」という)と旅行代金としてすでに収受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに精算します。精算旅行代金が旅行代金としてすでに収受した金額を超えるときは差額を申し受け、収受した金額に満たないときは払い戻します。

＜6＞取扱料金

取扱料金は、旅行費用とともに契約書面に表示します。(旅行内容により異なります)

＜7＞渡航手続き

- 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続きは、お客様の責任で行っていただきます。ただし、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行う場合があります。この場合、当社はお客様のご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任は負いません。なお、当社以外の旅行者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行者者となります。
- 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。

＜8＞旅行契約内容の変更

- お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当該旅行契約の内容の変更によってい生じる旅行代金の増加又は現象はお客様に帰属するものとします。
- お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料を負担いただくほか、所定の変更手数料金を申し受けます。(旅行内容により異なります)

＜9＞旅行契約の解除

- お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、旅行契約を解除することができます。
- 本項(1)の場合、当社は次の料金を申し受け、すでに収受している旅行代金(又は申込金)から差し引いた残額を払い戻します。
 - お客様がすでに提供を受けられた旅行サービスに係る費用
 - お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料、その他旅行サービス提供機関に支払う費用
 - 当社所定の取消手数料及び当社が得るはずであった取扱料金
- お客様が当社所定の期日までにお支払いいただけない場合は、当該期日の翌日にお客様が旅行契約を解除したものとみなします。この場合、本項(2)の各料金を申し受けます。
- お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。この場合、本項(2)の各料金を申し受けます。
- 旅行契約の取消日は、お客様が当社のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。休業日と営業時間外のご旅行の変更及び取消のお申し出には応じられませんので、翌営業日の受付となります。

＜10＞当社の責任

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた傷害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては14日以内に、海外旅行にあつては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度(当社の故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償します。
- お客様が次に例示するような事由により被られた被害に関しましては、当社は原則として本項(1)の責任を負うものではありません。
 - 天災地変、戦乱、暴動またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止
 - 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止
 - 運送・宿泊機関の事故・火災等に起因する損害
 - 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止
 - 自由行動中の事故
 - 食中毒
 - 盗難
 - 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更等によって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等
- 航空運送約款または航空会社の定めるところにより、及び宿泊機関の予約管理方針により、お客様が日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をお持ちの場合に、航空会社及び宿泊機関がその予約を取り消したことについて当社は責任を負いません。

＜11＞お客様の責任

- お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

＜12＞通信契約により旅行契約の締結を希望される場合

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」という)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由でお受けできない場合もあります。(所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
 - 通信契約の申込みの際に、会員は申込みしようとする「依頼しようとする旅行サービスの内容」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
 - 通信契約による旅行契約は電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知が全会員に到達したときに成立するものとします。
 - 通信契約での「カード利用日」は、旅行者又は当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

＜13＞ご旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれ契約書面に明示します。

＜14＞その他

- お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動のため要した諸費用が発生した場合は、お客様にて負担していただきます。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

- (3) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送日等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送日、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。旅行傷害保険については販売店にお問い合わせください。
- (4) この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款 手配旅行契約の部によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

<24> 個人情報の取扱いについて

当社は、「個人情報の保護に関する法律」並びに「当社個人情報保護方針」に基づき、お客様の個人情報を以下のように取扱いし、保護に努めております。お客様におかれましては、予めこれらにご同意の上、個人情報をご提供いただけますようお願いいたします。

(1) 個人情報の利用目的

当社は、ご旅行の申込みの際に提出された申込書(又は申込フォーム)に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社らは旅行保険等旅行に必要な商品やキャンペーンのご案内、ご旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。なお、お客様からご提供いただけない個人情報があり、その項目が、お申し込みになる旅行サービスの手配に必要な不可欠なものである場合、当社の商品・サービスをご利用いただけないことがありますのでご了承ください。

(2) 個人情報の第三者への提供

当社は、お申し込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、運送・宿泊機関、手配代行者、保険会社等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、住所、電話番号またはメールアドレス、パスポート番号等を電子的方法等で送付することにより提供いたします。なお、お客様からお預かりした個人情報を、法令等により提供が必要な場合を除き、お客様の承諾なしに第三者に提供することはいたしません。

(3) 個人情報に関するお問い合わせ、開示、削除、訂正について

当社が保有するお客様の個人情報についてのお問い合わせ、開示、削除もしくは消去、内容の訂正、その利用の停止または第三者への提供の停止をご希望の方は、必要な手続きについてご案内いたしますので、当社お問い合わせ窓口までお申し出ください。法令及び当社規定に従い、合理的な期間内にご要望の内容に対応し、その結果をご本人に通知いたします。また、ご希望の一部または全部に応じられない場合は、その理由をご説明します。

■個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先

株式会社フレックスインターナショナル 住所:東京都新宿区高田馬場 3-35-2 AD 高田馬場ビル 4 階

電話:03-5330-0128 受付時間:09:30~18:00(平日) 09:30~17:45(土曜日) (日・祝日、年末年始は休業)

(4) 改正について

当社は、お客様の個人情報保護の徹底を図るため、又は法令その他の規範の変更に対応するために、個人情報保護基本方針を改正することがございます。

令和二年七月一日改定